

津守西住宅から住宅福祉連絡員制度を創設

高齢者や障がい者の“孤立”“不安”が高まったことから公営住宅を核とした住民参加型の「居宅福祉」へと、新たな福祉の自治活動を展開することになりました。

西成地区では公営住宅などでの高齢者の孤独死や高齢単独世帯での失火による死亡、障がい者の自宅の風呂での溺死事故などが起こり、また、高齢者単独世帯、高齢者のみの世帯が急増し、孤独や不安などが多く寄せられていました。また、家賃制度、住宅管理人制度の改革が行われ今後の住宅管理のあり方についての検討がなされていました。

そうしたなか、西成支部第34回大会において「支部住宅施策大綱（案）」が発表され、なかでも公営住宅を核とし高齢者、障がい者への居宅福祉施策として、シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）、グループホーム、コレクティブ住宅などの整備が提案されています。シルバーハウジングは、バリアフリーの公的賃貸住宅を建設し、生活援助員（ライフサポートアドバイザー）を派遣する事業です。そこで、西成地区独自の住民参加型として、公営住宅を核とした居宅福祉政策を実施しながら実績を積み上げていく（仮称）住宅福祉連絡員制度を創設し、新しい福祉の自治活動を進めることになりました。

高齢化や住民の「住宅」に対する意識変化などがあり、大会は“従来の市営住宅中心の運動では展望は拓けない時代”にきていると指摘し、「公営住宅建設から『まちづくり住宅』建設への挑戦」を掲げています。

第34回大会では「挑戦」をキーワードに、「住宅」など4つの分野に基本目標を設定しています。応能応益の家賃制度の導入、管理人制度の廃止など、公営住宅政策そのものが転換期を迎える中、従来の市営住宅中心の運動では展望は切り拓けない時代に来ている、と公営住宅建設から「まちづくり住宅」建設運動への挑戦を掲げています。市有地を活用した定期借地権付き分譲住宅、民間住宅の建替促進補助と家賃補助制度、高齢者や障がい者に配慮された住宅など、従来の「公営住宅＝市営住宅」という枠組みを越えた新たな公的住宅政策も徐々に広がりを見せ始めていると指摘しています。そこには、高齢化の高まりとともに、「持家を持ちたい。2世代、3世代が同居できる住居がほしい。ひとり暮らしなので、それほど広い住宅はிரない」といった多様な住民の声がありました。

こうした住宅入居者の高齢化、独居高齢者の増加を背景に住宅福祉連絡員制度（仮称）が検討されました。生活援助員（仮称）が概ね住宅30戸につき1名程度を配置され、安否確認や緊急時の対応、福祉医療機関との連絡を業務とするもので、場合によっては、簡単な家事援助等を行います。

住宅福祉連絡員制度（仮称）はヒューマンライツ福祉協会と共同研究によって、住宅入居者の高齢化、独居高齢者の増加を考慮して、安否確認や緊急時の対応、福祉医療機関との連絡を業務とするものです。生活援助員が定期的に安否確認をはじめ、場合によっては、簡単な家事援助等を行い、概ね住宅30戸につき1名程度を配置します。また、緊急通報システム等を各家に設置し、緊急時には、救急車や病院の手配等が迅速にできる設備も兼ね備えることも検討しています。当面は、地区住宅を中心に活動を進め、住宅から地区へ、地区から西成区への拠点を拡大していくことを検討しています。

同制度は「住宅福祉事業（仮称）」の一環として検討され、同事業では「住宅改良事業コレクティブハウジング」、「老朽民間住宅建替支援住宅コレクティブハウジング構想」「ヒューマンライツ福祉協会による新たなケア住宅事業構想」「一人暮らし高齢者支援事業を整備し住宅福祉連絡員」「生活向上につなげる非営利事業の創業」が構想されています。

（仮称）住宅福祉連絡員制度の概要

運 営

- 同和事業促進西成地区協議会、社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会、部解放同盟西成地区住宅入居者組合連合会の代表と地区内精通者とで構成される運営委員会

対象者

- 60歳以上の高齢者のみ世帯
- 障がい者を含む高齢者世帯
- 上記のいずれかの条件を満たす西成地区同和向け公営住宅居住者（原則）ほか

サービス内容

- 高齢者、障がい者世帯の定期的な安否確認
- 突然の病気等緊急時の通報並びに手配
- 介護保健関連施設との連携（病状悪化、介護申請、介護保険外のサービスなど）
- 親族への日常生活をはじめ、病状など定期的な近況報告
- 利用者と連絡員間で、こころと身体の交換日記を実施し、悩み事や病状など訪問時に言いそびれたり相談できなかった内容の把握とコミュニケーションづくり
- 定期的なレクリエーション活動など
- その他、生活相談、家事援助、代読サービスなど

費用負担

<住宅負担について>

- ①戸数（空き家戸数を含む）×300円を各入居者組合（自治会）負担
- ②住宅負担額は月末徴収し、月初めまでに住宅管理センター（地区協）までの納入
- ③①の負担は基本的には自治会費の改定等で対応する
- ④駐車場還元金は50%を福祉連絡員制度の運営資金として活用し、各入居者組合（自治会）内で周知することとする
- ⑤①の負担は、サービスを利用する、しないに関わらず制度の趣旨を理解していただき、一律徴収することとする

<個人負担>

- ② 人負担は利用者から徴収
- ②基本料金は月額 2,000 円とし、月末徴収し、月初めまでに住宅管理センター(地区協)まで納入
- ③別料金は別途定めるサービス内容 (A 家事援助、B 外出(付き添い)、C 公文書等の代読) に応じて同様に徴収する

<低所得者対策>

- 利用者に適正な負担を決定するために、所得に応じて負担額を決定する

連絡員

➤ 派遣

- ・運営委員会の推薦決定を受けて、翌月の 1 日から概ね 30 世帯に 1 人単位で派遣することとし、50 世帯を上限とする

➤ 位置づけ

- ・連絡員は住宅管理センターの非常勤職員とし、65歳を上限に1年契約